



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年10月26日（月）		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	子ども支援係	古田	内線 3553 直通 058-272-8395 FAX 058-278-2644

＜こども・女性かがやき月間＞ ヤングケアラー研修会の動画を配信します

県では、11月を「こども・女性かがやき月間」として、こども・子育て世帯への支援の充実、児童虐待の防止、女性の活躍の推進に向けた様々な取組を展開します。

このたび、福祉・教育・医療等幅広い関係者がヤングケアラーについて学び、支援のための基本的な認識を共有することにより、ヤングケアラーに対する認知度及び支援技術向上を図るため、下記のとおり研修会動画を配信します。

記

- 開催期間** 令和8年11月2日（月）10時～12月28日（月）17時
- 開催方法** YouTubeでの限定公開（事前申込制）
- 内 容**

演題：ヤングケアラーと共につくるケアラー支援

講師：NPO法人こどもソーシャルワークセンター理事長 ゆきしげ ただたか 幸重 忠孝 氏

※講演（動画）の時間は60分程度です。

※令和8年8月18日に岐阜市内で開催したヤングケアラー研修会（第2部）のアーカイブ配信です。
- 参加費** 無料（YouTubeの視聴にかかる通信料等は視聴者の負担）
- 申込方法**

次のURL又は二次元コードからお申込みください。

申込手続の詳細については、県ホームページをご確認ください。

○申込URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/1752627>

○県ホームページURL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/244951.html>



（申込URL）



（県ホームページURL）

- 申込期限** 令和8年12月27日（日）17時まで

【こども・女性かがやき月間について】

- ・「秋のこどもまんなか月間」と「男女共同参画推進強調月間」が重なる１１月を、岐阜県では「こども・女性かがやき月間」と位置付け、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成と、男女共同参画の理解促進を図るもの
- ・「こどもまんなか月間」は、令和５年度にこども家庭庁が、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運を高めることを目的に、毎年、春（５月）と秋（１１月）に実施している啓発月間。「秋のこどもまんなか月間」では、「児童虐待防止推進月間」の趣旨を承継した「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」もあわせて実施
- ・「男女共同参画推進強調月間」は、「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、平成１５年度に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」において、毎年１１月を「男女共同参画推進強調月間」として位置づけ

【ヤングケアラーについて】

- ・子ども・若者育成支援推進法で「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されている。家族の介護やきょうだいの世話などを日常的に担うことで、学業や友人関係等に影響が生じる場合があることや、本人や家族に自覚がない場合、周囲から把握されにくい場合もあることから、早期発見と適切な支援につなげていくことが重要